

# 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の確認チャート

東神楽町 “未来につながる「住まいの輪」促進事業補助金”  
の要件を満たしていることが前提となります

【空き家】※1 を購入する

- ・空き家購入（+リフォーム）
- ・空き家購入→解体→新築

【フラット35】  
地域活性化型  
（空き家対策）

【ひじり野市街地】  
及び  
【中央市街地】の対象区域※2  
に、その他の区域から転入・転居する

- ・中古購入（+リフォーム）
- ・中古購入→建替え
- ・左記対象区域内に、もともと住宅を所有しており、  
その住宅を建て替えて左記対象区域外から転居する

【フラット35】  
地域活性化型  
（コンパクトシティ）

上記以外

中学生以下の子がいる

補助金申請者が  
40歳未満である

- ・中古購入（+リフォーム）

【フラット35】  
子育て支援型  
（若年子育て世帯）

親世帯と同居又は  
近居※3する

- ・中古購入（+リフォーム）
- ・中古購入→建替え
- ・自宅の建替え

【フラット35】  
子育て支援型  
（同居）（近居）

【フラット35】の金利を  
当初5年間0.25% 引下げ

※1 「空き家」= 東神楽町不動産物件流動促進事業要綱に基づき、I R I 旭川不動産情報に掲載された空き家（補助金申請時点で人が居住していない中古住宅）

※2 当該地区のうち、「東神楽町立地適正化計画」に定める居住誘導区域

※3 「近居」= 子育て世帯と親世帯が、東神楽町内のそれぞれ別の住宅に居住すること

（参考）リフォーム工事のみの場合

ご自宅をリフォームする場合

耐震改修工事 or 耐震補強工事  
を伴うリフォーム

省エネルギー化 or バリアフリー化する  
ためのリフォーム工事を行う

住宅金融支援機構の  
リフォーム融資（耐震改修工事）を  
ご利用いただける場合があります

民間金融機関のリフォームローン  
をご利用いただける場合があります